

第90回東京都港湾審議会資料

東京都海上公園計画の変更（案）

平成28年1月

東京都

目 次

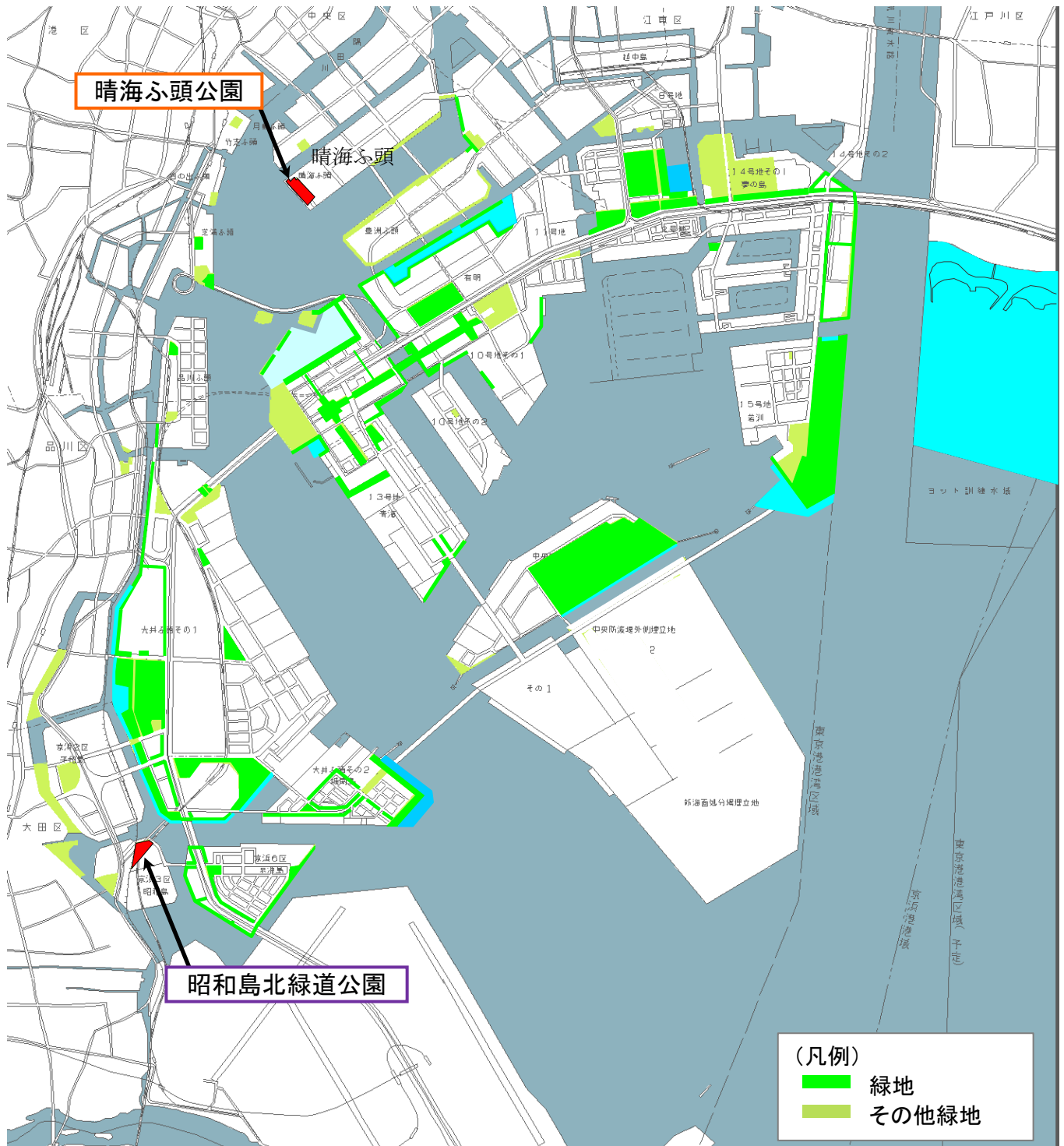
1	案件位置図	1
2	東京都海上公園計画の変更	
	（1）晴海ふ頭公園の既定計画の変更について	2
	（2）昭和島北緑道公園の既定計画の廃止について	5
3	東京都海上公園計画総括表	8
4	参考資料	9

1 案件位置図

晴海ふ頭公園



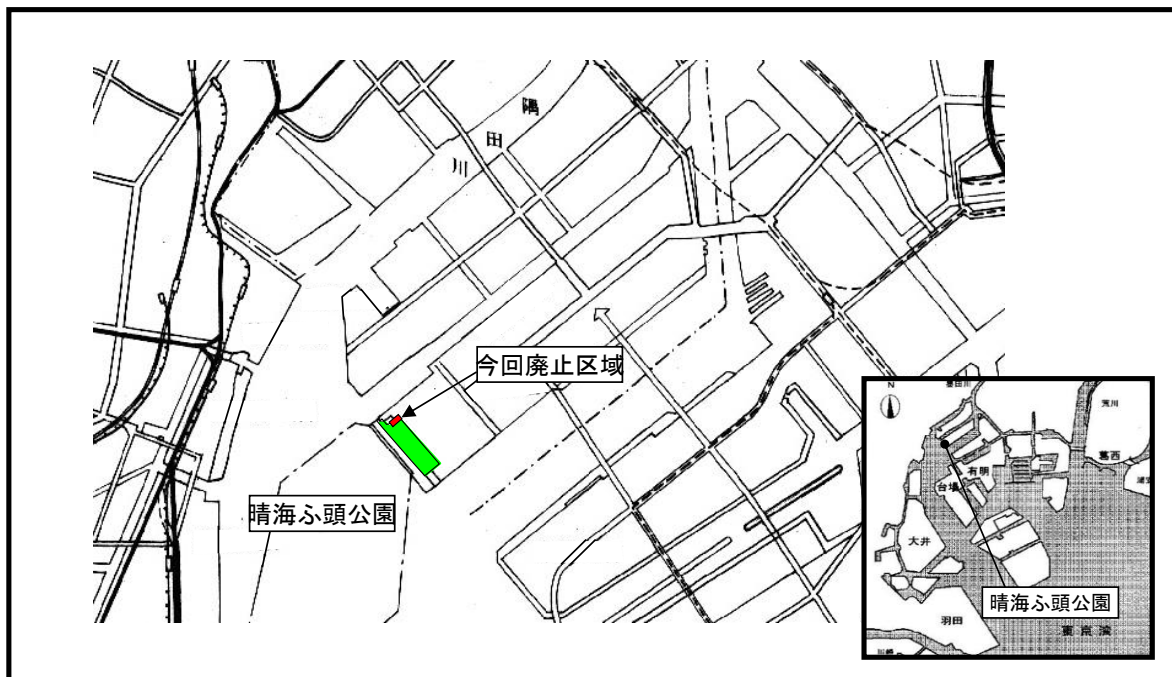
昭和島北緑道公園



2 東京都海上公園計画の変更 (1) 晴海ふ頭公園の既定計画の変更について

〔変更理由〕 臨港消防署の移転に伴い、東京港港湾計画が変更となるため、海上公園計画を変更する。

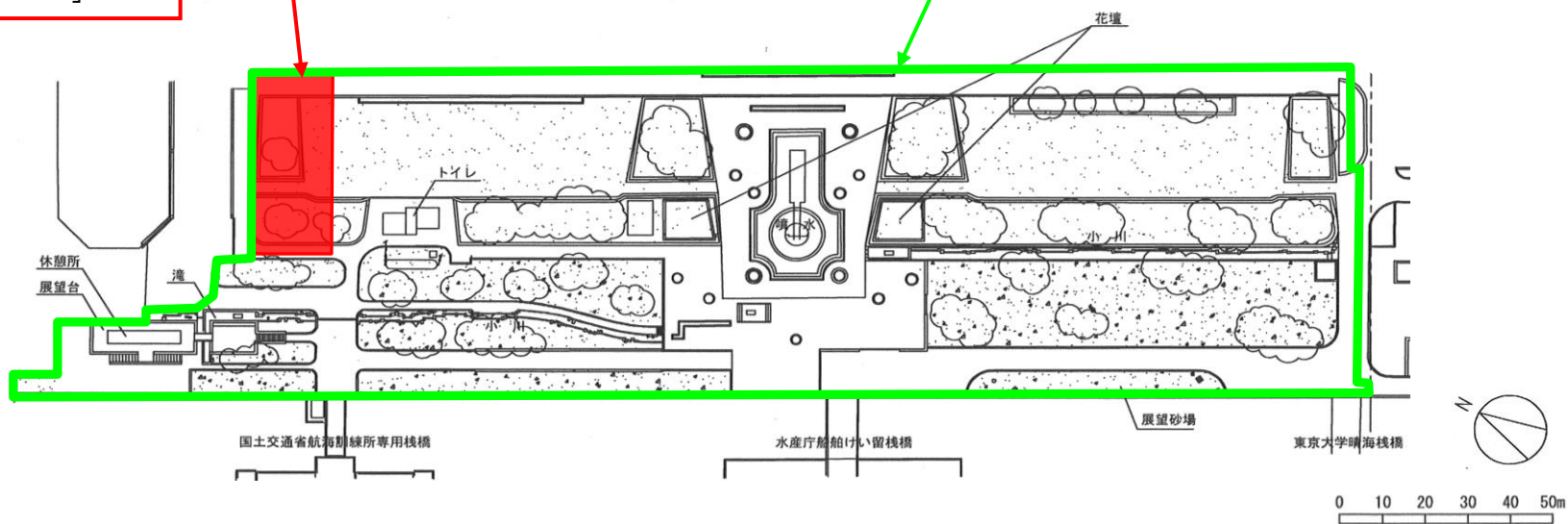
名 称	晴 海 ふ 頭 公 園		種 類	ふ頭公園	
所在地	中 央 区 晴 海 五 丁 目				
区 域	下図のとおり				
面 積	変更計画	2 . 5 h a	陸 域	2 . 5 h a	※ 1 24,500㎡ ※ 2 25,490㎡ ※ 3 990㎡ (端数処理の関係で、 計画面積は変更なし)
		※ 1	水 域	－ h a	
	既定計画	2 . 5 h a	陸 域	2 . 5 h a	
		※ 2	水 域	－ h a	
	今回変更計画増減	－ 0 . 1 h a	陸 域	－ 0 . 1 h a	
		※ 3	水 域	－ h a	
主な海上公園 の施設の種類 及び名称	既定計画				
	1 植樹帯など自然環境の回復、保全のための施設 2 噴水、流れ、花壇などの修景施設 3 展望テラスなど港に親しむ施設 4 ベンチ、パーゴラなどの休養施設				
	変更計画				
	変更なし				
交通手段 の確保	都営大江戸線「勝どき駅」下車				
	都バス（都 0 3、都 0 5）晴海埠頭下車				



晴海ふ頭公園

既定計画廃止区域
(今回廃止区域)
[0.1ha]

既定計画区域
[2.5ha]



現地写真



晴海ふ頭公園 航空写真



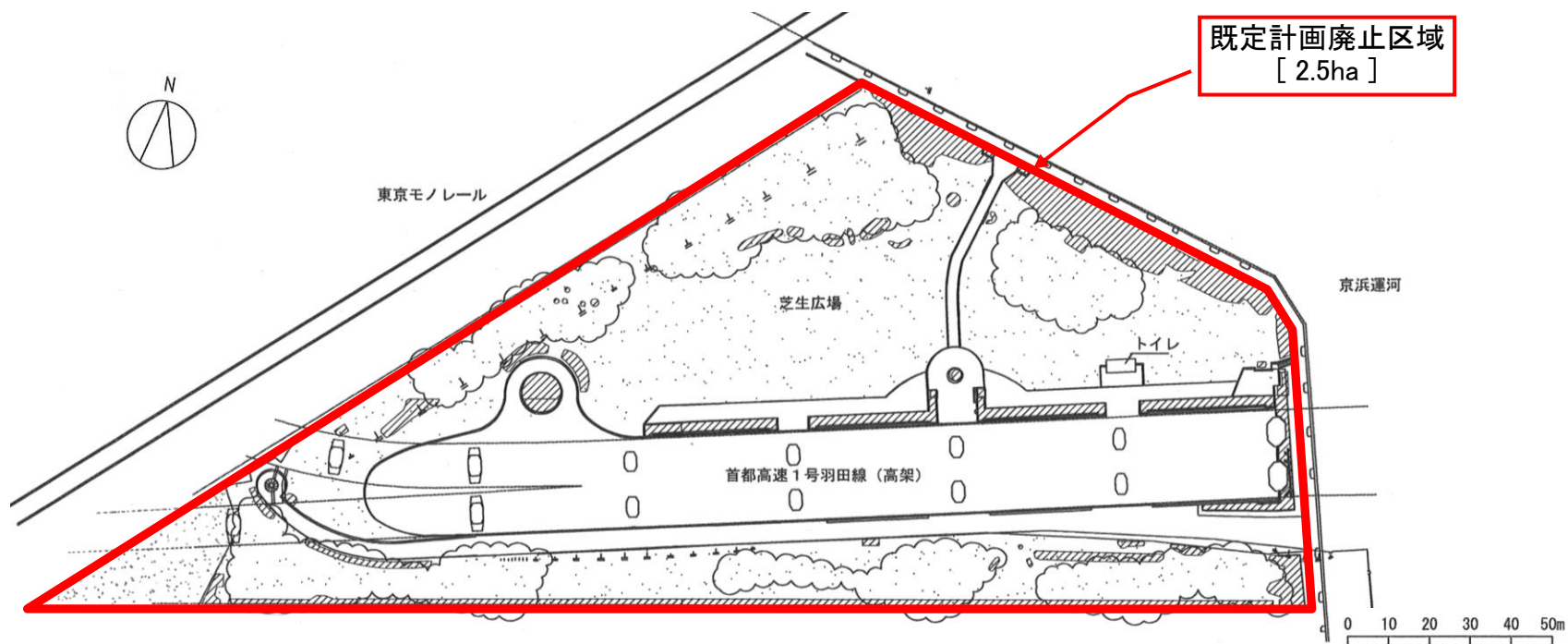
(2) 昭和島北緑道公園の既定計画の廃止について

〔変更理由〕 当公園を大田区に移管することに伴い、海上公園計画を廃止する。

名 称	しょうわ じま きた りょくどう こう えん 昭 和 島 北 緑 道 公 園		種 類	緑道公園	
所在地	大 田 区 昭 和 島 二 丁 目				
区 域	下図のとおり				
面 積	変更計画	0. 0 h a	陸 域	0. 0 h a	
			水 域	－ h a	
	既定計画	2. 5 h a	陸 域	2. 5 h a	
			水 域	－ h a	
	今回変更計画増減	－ 2. 5 h a	陸 域	－ 2. 5 h a	
			水 域	－ h a	
主な海上公園 の施設の種類 及び名称	既定計画				
	1 植樹帯など自然環境の回復、保全のための施設 2 池などの修景施設 3 芝生地などの憩いの広場 4 運動広場 5 ベンチ、パーゴラなどの休養施設				
交通手段 の確保	モノレール「昭和島駅」下車/徒歩5分 京急バス J R 「大森駅」東口、 京急「平和島駅」（森25、36）「昭和島二丁目」下車				



昭和島北緑道公園



現地写真



昭和島北緑道公園 航空写真



3 東京都海上公園計画総括表

今回の計画変更に伴い、公園種類別の計画決定面積を次のとおり変更する。

公園種類	変 更 計 画			既 定 計 画			増 減		
	箇所数	計画決定面積(ha)		箇所数	計画決定面積(ha)		箇所数	面積(ha)	
合 計	41	965.4	陸 域	42	967.9	陸 域	-1	-2.5	陸 域
			418.5			421.0			-2.5
			水 域			水 域			水 域
			546.9			546.9			0.0
海浜公園	8	824.6	陸 域	8	824.6	陸 域	0	0.0	陸 域
			283.5			283.5			0.0
			水 域			水 域			水 域
			541.1			541.1			0.0
ふ頭公園	21	50.2	陸 域	21	50.2	陸 域	0	(-0.1)	陸 域
			46.1			46.1			(-0.1)
			水 域			水 域			水 域
			4.1			4.1			0.0
緑道公園	12	90.6	陸 域	13	93.1	陸 域	-1	-2.5	陸 域
			88.9			91.4			-2.5
			水 域			水 域			水 域
			1.7			1.7			0.0

海上公園の新たな管理主体について

1 背景

平成14年2月の東京都海上公園審議会において、「海上公園の新たな管理手法」として「一部の公園は、実態として駅前広場あるいは近隣公園のようになっており、今後、ふさわしい管理主体を検討すべきである」との答申があった。

この答申を受け、公園の機能、規模、利用実態等に照らした都区の役割分担のあり方について検討してきたところである。

2 基本的考え方

東京港内における埋立地の整備・処分の進展や交通網の整備等により、市街地化が進んでおり、一部の公園については、その利用が主に近隣居住者等になっていたり、既に区の施設が設置されている状況がみられる。このような公園については、利用者サービスの向上の観点から、住民に身近な区の管理とすることが望ましい。

このため、下記基準に基づき、地元区へ管理を委ねることが妥当な公園について、引き続き公園として利用することを前提に区との協議を順次進める。

基準

基準1 概ね10ヘクタール未満の公園

※ 昭和50年都区制度改革において、10ha 未満の都市公園が特別区へ移管された。

基準2 湾岸道路より内陸側で、住宅地に隣接しており市街地化された地域の公園

基準3 湾岸道路海側地域内の次の公園

3-1 近隣居住者等の利用が主体の公園

3-2 区の施設が設置されている公園

3-3 隣接する公共施設（公園、道路）と一体的管理が望ましい公園